



31 空空発第 10412 号  
令和元年 11 月 29 日

国土交通省航空局長 様

大田区長  
松原 忠 義



「機能強化後の東京国際空港の運用」に対する回答について

羽田空港機能強化に際し、航空行政に対する関心が高まっているもの認識しております。

昨今では、ゴーアラウンドの増加により、ご心配、ご不安の声をいただいております。これまでも申し上げているところではありますが、人為的な要因と思われる事案に関しては対策を進め、区民への騒音影響の軽減にご尽力いただくとともに、羽田空港におけるゴーアラウンドや騒音、大気汚染等の環境影響に関する情報につきまして、区民が分かりやすく容易に収集できるなど更なる情報公開を進めていただき、不安払拭に努めていただきたいと思いますと思っております。

令和元年 11 月 22 日付け「機能強化後の東京国際空港の運用（協議）」の内容につきましては、空港と地域が共存共栄の関係を築いていくため、下記の事項についてご確認の上、ご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 離着陸ルートについて

- (1) 昼間時間帯における離着陸ルートは、本年 8 月 8 日に貴省が決定した新飛行経路以外は変更しないものと理解する。
- (2) 深夜・早朝時間帯における離着陸ルートは、引き続き、国際線、国内線ともに全て海上経由とし、大田区上空を飛行するルートは設定しないものと理解する。

2 昼間時間帯（6 時～23 時）における滑走路運用等について

- (1) 南風運用時の A 滑走路を北側からの着陸に使用する場合について、15 時から 18 時台の間の 3 時間程度以外の滑走路運用に関しては、従前どおりの滑走路運用とすること。引き続き、環境影響に配慮した運用に努めること。
- (2) 新飛行経路運航に際し、B787-8、A350-900 等の低騒音機材で対応するよう、運航者に働きかけること。

3 深夜・早朝時間帯（23時～6時）における滑走路運用等について

深夜・早朝時間帯における滑走路運用等については、従前どおりとして変更しないものと理解する。引き続き、環境影響に配慮した運用に努めること。

4 KAMAT経由西行きルートについて

(1) 離陸後の上昇飛行は、貴省が示した標準的な出発コースに沿って旋回すること。

(2) KAMATポイント上空においては10,000フィート以上を確保し、可能な限り高い高度を飛行するなど、騒音影響の軽減に努めること。

5 大田区との協議について

大田区に関連する部分を変更しようとする場合は、引き続き大田区と協議するものと理解する。

6 大田区への報告について

(1) 今回の変更により削除となった事項以外は、従前どおり報告されるものと理解する。

(2) 新飛行経路による南風運用時を行った際には、運航した機材、便名、時刻、騒音値について毎月大田区へ提示すること。また、騒音値が高かった場合は、その理由もあわせて提示すること。

(3) 羽田空港及び空港周辺における航空機事故、重大インシデント及び取り決めた飛行経路を逸脱するようなイレギュラーな運航等については、速やかに情報提供すること。

7 空港周辺環境への配慮について

(1) 引き続き、周辺環境への配慮を十分に行い、航空機の運航による騒音及び安全の問題が生じていると大田区から指摘があった場合は、誠意をもって速やかに対応するものと理解する。

(2) 区からの申し入れ等については、真摯に受け止め、誠意をもって対応にあたること。